

第1回横浜市緑区民文化センター指定管理者選定評価委員会会議録	
日時	平成24年5月7日(月)午前9時30分～午後12時00分
開催場所	緑区役所3階特別会議室
出席者 (敬称略)	井上俊之助、岸本凌幾、永井直実、名和田是彦、間瀬勝一(50音順)
欠席者 (敬称略)	無し
開催形態	一部非公開(傍聴者5人)
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長及び委員長職務代理者の選出について 2 会議の公開について 3 審議案件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設概要について (2) 公募要項について (3) 業務の基準について (4) 選定基準項目について 4 その他 次回委員会について
決定事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長には名和田委員を選出。委員長職務代理者には井上委員を指名。 2 第1回、第2回及び第3回の会議の一部非公開を決定。 【非公開部分】 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第1回 選定基準項目について (2) 第2回、第3回 応募団体に対する評価の審議部分について 3 公募要項については、案のとおり承認。 4 業務の基準については、次の事項を追加の上、承認。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「防災等」について(業務の基準13ページ) 災害発生時における緑区に対する協力体制について、新たに項目立てして提示するよう記載を追加。 5 選定基準項目については、次の事項を追加の上、承認。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 選定基準項目4-1(1)「文化事業の達成目標の設定と達成のための方針」について 審査の視点について、新たな項目として「良質で魅力的なアートを提供する内容となっている」の記載を追加。 (2) 選定基準項目4-2(1)「気軽に文化に触れる多様な機会の提供と優れた芸術文化を鑑賞する機会の提供に関する事業概要と取組方」について 審査の視点「青少年(小中高生、青年)、高齢者、障がい者」の後に「外国籍区民等」の記載を追加。

	<p>6 審査時の最低基準について（公募要項12ページ） 選定基準項目の委員全員の持ち点合計600点の6割である360点を最低基準とすることで決定。</p> <p>7 予備審査の選定基準について（公募要項11ページ） 選定基準項目1、2、3、5により審査することで決定。</p> <p>8 次回委員会は、応募状況に応じて別途調整を行う。</p>
議 事	<p>1 委員長及び委員長職務代理者の選出について 委員長には名和田委員を選出。委員長職務代理者には井上委員が指名された。</p> <p>2 会議の公開について （名和田委員長） 公正性を担保するため、第1回目の選定評価委員会では、「選定基準項目」の検討部分、第2回目及び第3回目の選定評価委員会では、「応募団体に対する評価」の審査部分については、非公開とすることが望ましいと思うがどうか。 （各委員） 異議なし。 （承認事項） 第1回の会議では、「選定基準項目」の検討部分、第2回目及び第3回目の会議では、「応募団体に対する評価」の審査部分について非公開とする。</p> <p>3 審議案件</p> <p>(1) 施設概要について （事務局） 横浜市緑区民文化センターの施設概要について説明。 （各委員） 内容について確認。</p> <p>(2) 公募要項について （事務局） 公募要項の要旨について説明。 （承認事項） 公募要項については、案のとおり承認。</p> <p>(3) 業務の基準について （事務局） 業務の基準の要旨について説明。 （間瀬委員） 業務の基準13ページの「防災等」の項目に関しては、帰宅困難者対策も含め、東日本大震災以降、非常に重要な項目であると考えられる。災害発生時における緑区に対する協力体制について一言加えるべきではないか。 （事務局） 公募要項において、緑区との間で「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結することとなっており、その協定の中では、緑区民文化センターを横浜市防災計画に基づく補完施設と位置づける予定である。したがって、業務の基準の中でも盛り込むよう修正する。 （承認事項） 業務の基準については、13ページ「(11) 防災等」に、災害発生時における緑区に対する協力体制について、新たに項目立てして記載を追加の上、承認。</p>

	<p>(4) 選定基準項目について（非公開） 事務局より選定基準項目の要旨について説明。</p> <p>（承認事項） 選定基準項目 4-1(1)「文化事業の達成目標の設定と達成のための方針」審査の視点について、新たな項目として「良質で魅力的なアートを提供する内容となっている」の記載を追加する。</p> <p>また、選定基準項目4-2(1)「気軽に文化に触れる多様な機会の提供と優れた芸術文化を鑑賞する機会の提供に関する事業概要と取組方」審査の視点「青少年（小中高生、青年）、高齢者、障がい者」の後に「外国籍区民等」の記載を追加する。</p> <p>選定基準項目については、以上の点の記載を追加の上、承認。</p> <p>また、選定基準項目の委員全員の持ち点合計600点の6割である360点を審査時の最低基準とすることで決定。</p> <p>その他、予備審査にあたっては、選定基準項目 1、2、3、5により審査することで決定。</p> <p>4 その他 次回委員会は、応募状況に応じて別途調整を行う。</p>
資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成24年度第1回横浜市緑区民文化センター指定管理者選定評価委員会次第 2 横浜市緑区民文化センター指定管理者選定評価委員会名簿 3 緑区民文化センターの指定管理について 4 横浜市区民文化センター条例（抜粋） 5 横浜市緑区民文化センター指定管理者選定評価委員会運営要綱 6 横浜市緑区民文化センターの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱 7 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（抜粋） 8 横浜市緑区民文化センター施設概要 9 横浜市緑区民文化センター指定管理者公募要項 10 横浜市緑区民文化センター指定管理者業務の基準 11 緑区民文化センター指定管理者選定基準項目 12 応募書類様式 13 公募要項・業務の基準添付資料